本庄市マスコット「はにぽん」の使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本庄市のマスコット「はにぽん」を使用する場合の取扱い に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「マスコット」とは、別表に定める名称及び図柄をい う。

(使用できるもの)

- 第3条 何人もマスコットを使用することができる。ただし、次の各号のいずれ かに該当する場合は、マスコットの使用を認めない。
 - (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (2) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - (3) 自己の商標や意匠として独占的に使用するおそれのあるとき。
 - (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているよう な誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - (5) その他その使用が著しく不適当であると市長が認めるとき。

(使用承認申請)

- 第4条 マスコットを使用する者は、マスコット使用承認申請書(様式第1号) に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。た だし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 営利を目的とせず、個人若しくは家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合
 - (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
 - (3) 市内に存する教育機関等が教育目的で使用する場合
 - (4) その他市長が適当と認めた場合
- 2 前項の承認は、マスコット使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行う。
- 3 マスコットの使用承認期間は、次に定めるとおりとする。
 - (1) マスコットを使用した商品を販売する場合は、承認日から最長3年とし、その終期は3月31日とする。
 - (2) その他の場合は、承認日から使用を終了するまでの期間とする。

(使用上の遵守事項)

- 第5条 マスコットを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (1) 使用するデザインは、別に定める本庄市マスコット「はにぽん」デザイ

ンマニュアルに定められたものとすること。

- (2) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変等の応用使用は しないこと。
- (3) マスコットには、次に掲げるいずれかの標記を付すものとする。
 - (ア) 「本庄市マスコット「はにぽん」」(別記「使用例1」参照)
 - (イ) 「©本庄市 2010」(別記「使用例 2 」参照)
- 2 マスコットの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、次に定める事項を 遵守しなければならない。
 - (1) 承認された用途のみに使用すること。
 - (2) 完成物件を提出すること。ただし、完成物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
 - (3) マスコットを使用した商品を販売する者は、毎年度末に本庄市マスコット「はにぽん」使用商品等販売状況報告書(様式第3号)を提出すること。

(承認内容の変更)

- 第6条 マスコットの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、マスコット使用変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、マスコット使用(変更)承認書をもって行う。 (権利設定の禁止)
- 第7条 マスコットを使用する者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第8条 マスコットの使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び 義務を第三者に譲渡し、又は継承することはできない。

(違反等に対する取扱い)

- 第9条 マスコットを使用している者がこの要綱に違反したときは、市長は、その使用の差止めの請求又は必要な指示等を行う。この場合において、マスコットを使用している者は、直ちに当該請求又は指示等に従わなければならない。
- 2 マスコットの使用承認を受けた者がこの要綱に違反したときは、市長は、その承認を取り消すものとする。この場合において、使用承認を取り消された者に損害が生じても、市長は、その責めを負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、マスコットの取扱いに関し必要な事項 は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の本庄市マスコット「はにぽん」の使用に関する取扱 要綱の規定は、施行の日以後に申請されたものについて適用し、施行の日前に申 請されたものについては、なお従前の例による。

附 則

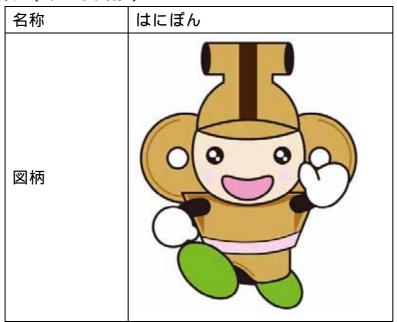
(施行期日)

1 この告示は、平成25年8月1日から施行する。

(適用区分)

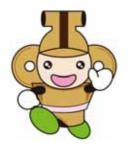
2 この告示による改正後の本庄市マスコット「はにぽん」の使用に関する取扱 要綱の規定は、施行の日以後に申請されたものについて適用し、施行の日前に 申請されたものについては、なお従前の例による。

別表(第2条関係)



別記(第5条関係)

使 用 例 1



本庄市マスコット「はこぱん」

使 用 例 2



C 本庄市 2010

マスコット使用承認申請書

年 月 日

(あて先)本庄市長

申請者 住所(所在地) 氏名(名称及び代表者名)

下記のとおり、マスコットを使用したいので申請します。

記

- 1 使用対象物件(使用するマスコットデザインの番号)
- 2 使用目的及び使用方法
- 3 使用期間(最長3年)

年 月 日 ~ 年 月 日

- 4 連絡先(担当者、電話番号)
- 5 添付書類 企画書(レイアウト、スケッチ、原稿等)

樣

本庄市長

マスコット使用(変更)承認書

年 月 日付けで申請のありましたマスコットの使用(変更)については、下記のとおり承認します。

記

- 1 承認内容
 - (1) 対象物件(使用するマスコットデザインの番号)
 - (2) 使用目的及び使用方法
 - (3) 使用期間

なお、マスコット使用に当たっては、本庄市マスコット「はにぽん」の使用に 関する取扱要綱を遵守してください。

2	承認番号	
		号

本庄市マスコット「はにぽん」使用商品等販売状況報告書

<u> </u>	- 弗	亏
使用者(名称・代表者名)		
担当者名・電話番号		

使 用 方 法	商品の品種・種類	商	品	名	販	売	期	間	販	売	総割		内 訳(単価及び販 売数量)	販 路	備	考
商品 パッケージ その他 ()					年		月 ~ 月				F.	+		自店 百貨店 ス-パ- コンビニ 専門店・量販店 そ の 他 ()		
商品 パッケージ その他 ()					年		月 ~ 月	日日			F.] 		自店 百貨店 スーパー コンビニ 専門店・量販店 その他 ()		
商品 パッケージ その他 ()					年		月 ~ 月	日日			F.	3		自店 百貨店 スーパー コンビニ 専門店・量販店 その他 ()		

年度ごとの状況をまとめ、翌年度4月30日までに提出すること。

マスコット使用変更承認申請書

年 月 日

(あて先)本庄市長

申請者 住所(所在地) 氏名(名称及び代表者名)

承認番号 号の内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

(変更内容)